



平成 30 年 2 月 27 日

各 位

会社名 住友金属鉱山株式会社
代表者名 代表取締役社長 中里 佳明
(コード番号 5713 東証第 1 部)
問合せ先 広報 I R 部担当部長 野沢 剛志
(TEL. 03-3436-7705)

**2023年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行並びに
第 2 回新株予約権付ローンの一括返済及び第 2 回新株予約権 (行使価額修正条項付) の消滅に関するお知らせ**

当社は、平成 30 年 2 月 27 日開催の取締役会において、社債額面総額 300 億円の 2023 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債 (以下「本新株予約権付社債」といいます) の発行を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本新株予約権付社債の発行に伴い、平成 25 年 3 月 15 日に株式会社三井住友銀行 (信託口) (以下「SMB C 信託口」といいます) から調達しておりました第 2 回新株予約権付ローン総額 1,000 億円、及び第三者割当により SMB C 信託口を割当先として発行しておりました第 2 回新株予約権 (行使価額修正条項付) (以下「第 2 回新株予約権」といいます) について、第 2 回新株予約権付ローンを平成 30 年 3 月 15 日に一括返済し、これにより第 2 回新株予約権は全て消滅することとなりますので、あわせてお知らせいたします。

I. 2023 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行

【本新株予約権付社債発行の背景】

当社は、銅・ニッケル・金などの非鉄金属資源の探査・開発・生産を行う「資源」事業、銅・ニッケルなどの製錬を行う「製錬」事業、さらに資源・製錬事業の強みを活かし、高機能の材料 (電池材料や結晶材料など) を生産する「材料」事業を 3 つのコアビジネスとし事業を展開しております。

また、当社は、平成 28 年 2 月に公表した「2015 年中期経営計画」のもと、長期ビジョンである「世界の非鉄リーダー」と「日本のエクセレントカンパニー」を目指し、各コアビジネスの成長戦略を推進しております。資源事業では平成 28 年 5 月にアメリカのモレンシー銅鉱山の権益の追加取得を行ったほか、平成 29 年 6 月にはカナダのコテ金開発プロジェクトの権益を取得いたしました。製錬事業ではニッケル製錬において、これまで技術的な問題から回収できていなかった有価金属を副産品として回収可能とすることによる競争力強化を図るほか、材料事業では電池材料及び結晶材料の増産投資を積極的に実施してきております。

このような中、当社は総合的に有利な条件での長期の安定的な資金調達と将来の経営環境の変化に応じた機動的な資本増強を意図して平成 25 年に調達した第 2 回新株予約権付ローンについて、今般、新株予約権者に

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行並びに第 2 回新株予約権付ローンの一括返済及び第 2 回新株予約権 (行使価額修正条項付) の消滅に際して一般に公表するための報道発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債及び当社普通株式 (以下「証券」と総称します) の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

新株予約権の行使要請を行うことができる期間の最終日が到来することに伴い、その取扱いも含め、改めて検討した結果、当社の現在の財務状況に鑑み、第2回新株予約権の行使要請を行わず、この機会に第2回新株予約権付ローン総額1,000億円を一括返済することといたしました。

そのうえで、持続的な成長と企業価値の増大に向けて成長戦略を推進するための安定的な財務基盤の維持を目的とし、将来の権益投資等の大規模な投資案件に備え、一定の現預金残高を維持すべく、返済資金の一部を低コストの負債性調達により賄うこととし、本新株予約権付社債の発行及びシンジケートローンの組成を決定いたしました。

また、本新株予約権付社債の発行に伴う当社株式需給への短期的な影響を緩和し、発行条件の改善を図るため、本新株予約権付社債の調達資金の一部を用いて自己株式の取得を実施することといたしました。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の発行による発行手取金約300億円のうち、約250億円を平成30年3月15日に第2回新株予約権付ローンの一括返済資金の一部に、約50億円を平成30年2月28日に実施される予定の自己株式取得の資金に充当する予定であります。

なお、本日、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、取得価額の総額の上限を50億円、平成30年2月28日を取得日として、事前公表型自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により自己株式取得を実施することを決議しておりますが、当該自己株式の取得は本新株予約権付社債の払込期日以前に行われるため、本新株予約権付社債の発行による発行手取金の一部を当該自己株式取得のために取り崩した手元資金に充当することとなります。また、自己株式取得は、市場環境等によっては買付金額の総額が予定の金額に達しない可能性があり、その場合は、自己株式取得資金の一部を第2回新株予約権付ローンの一括返済資金に追加的に充当する予定です。

【本新株予約権付社債発行及び自己株式取得の狙い】

本新株予約権付社債はゼロ・クーポンで発行されるため、当社にとっては低コストで資金を調達することができます。また、時価を大きく上回る転換価額の設定、130%転換制限条項及び取得条項（額面現金決済型）の付与により、1株当たり利益の希薄化抑制を重視した設計としております。

また、平成30年2月27日付「自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、本日開催の取締役会において、取得価額の総額の上限を50億円、平成30年2月28日を取得日として、事前公表型自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により自己株式取得を実施することを決議いたしました。当社は、本新株予約権付社債で調達した資金の一部を原資として自己株式取得を行うことにより、本新株予約権付社債の発行に伴う当社株式需給への短期的な影響を緩和し、発行条件の改善を図ります。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行並びに第2回新株予約権付ローンの一括返済及び第2回新株予約権（行使価額修正条項付）の消滅に際して一般に公表するための報道発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債及び当社普通株式（以下「証券」と総称します）の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

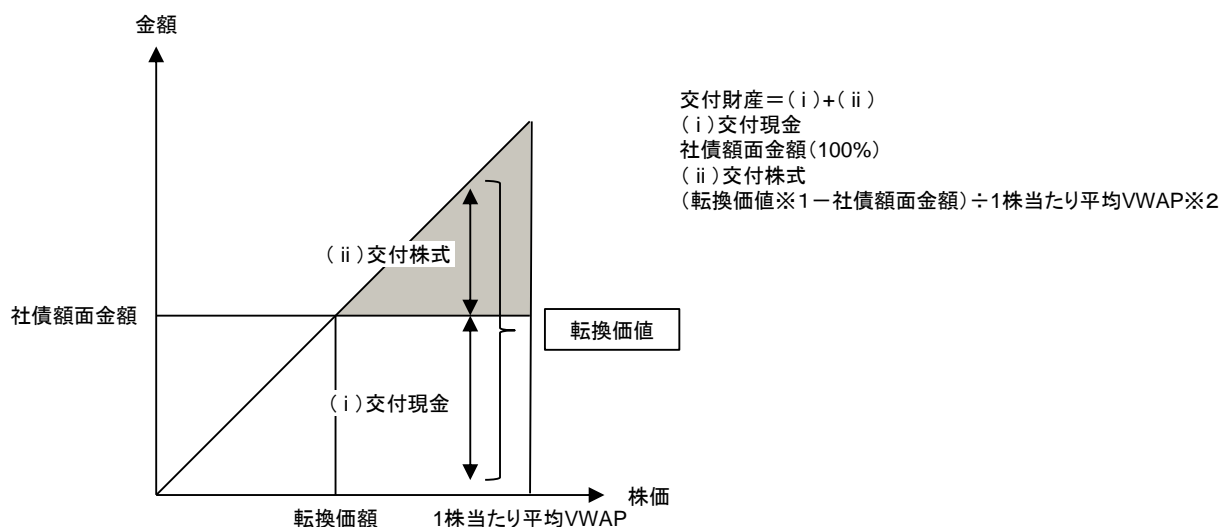
注1【転換制限条項について】

株価が転換価額の一定水準を一定期間上回らない限り、投資家による新株予約権の行使ができないこととする条項をいいます。本新株予約権付社債においては、原則として2022年12月15日（同日を含みます。）までは、各四半期（1暦年を3ヶ月に区切った各期間をいいます。以下本段落において同じです。）の最終20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該四半期の最終取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限り、投資家は翌四半期において新株予約権を行使することができます。

注2【取得条項（額面現金決済型）について】

本新株予約権付社債には、会社法に基づき、当社が下記（i）及び（ii）の財産の交付と引き換えに本新株予約権付社債を取得する権利を当社が有する設計となっています。当社が今回採用した取得条項（額面現金決済型）では、当社は、2022年11月15日以降、自己の裁量により、一定期間の事前通知を行った上で、本新株予約権付社債の対価として、（i）社債額面金額の100%に相当する金額及び（ii）転換価値（※1）から当該社債の額面金額相当額を差し引いた額（正の数値である場合に限りです。）を1株当たり平均VWAP（※2）で除して得られる数の当社普通株式（1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。）を交付財産として交付することにより、残存する本新株予約権付社債の全部を取得することができることとされています。

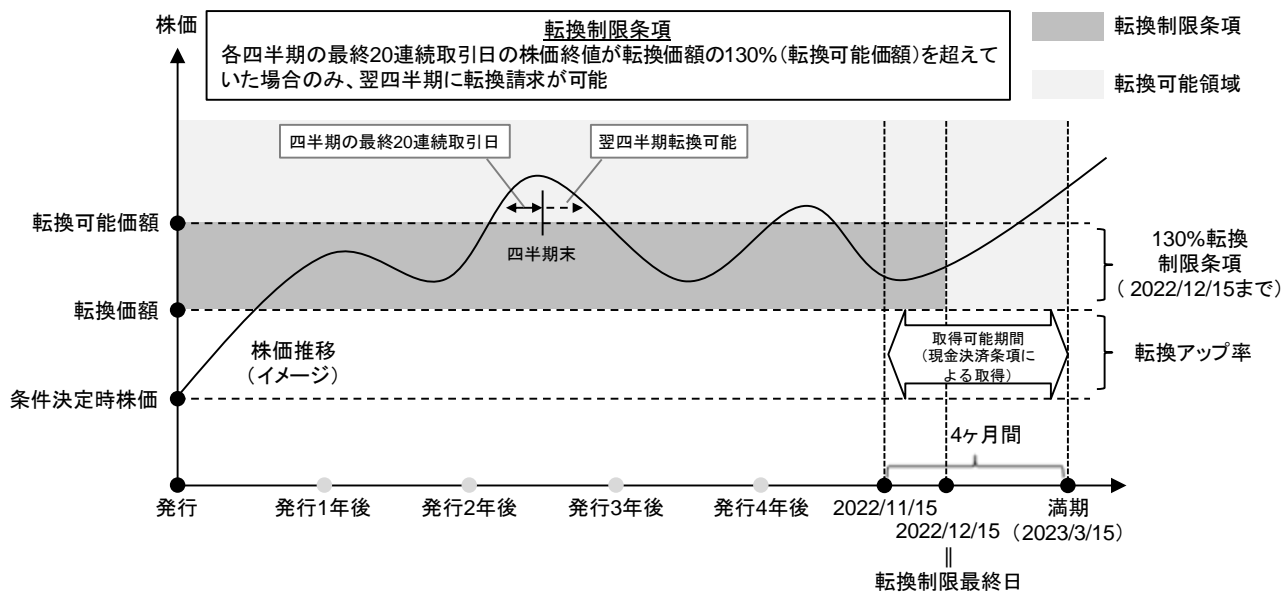
（ご参考）取得条項（額面現金決済型）のイメージ



- ・ 転換価値（※1）：（社債額面金額 ÷ 最終日転換価額） × 1株当たり平均VWAP
- ・ 最終日転換価額：1株当たり平均VWAPの計算期間の最終日の転換価額
- ・ 1株当たり平均VWAP（※2）：当社が取得通知をした日の翌日から5取引日目の日に始まる20連続取引日に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行並びに第2回新株予約権付ローンの一括返済及び第2回新株予約権（行使価額修正条項付）の消滅に際して一般に公表するための報道発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債及び当社普通株式（以下「証券」と総称します）の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

下図は、本新株予約権付社債について、転換制限条項と取得条項（額面現金決済型）の両方を考慮した上で、転換可能な時期と株価の関係を示す概念図です。



※株価変動はイメージであり、当社の株価の動きを予測又は保証するものではありません。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行並びに第2回新株予約権付ローンの一括返済及び第2回新株予約権（行使価額修正条項付）の消滅に際して一般に公表するための報道発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債及び当社普通株式（以下「証券」と総称します）の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録、募集又は販売は行われることなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

記

1. 社債の名称

住友金属鉱山株式会社 2023 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の 100.5%（各本社債の額面金額 1,000 万円）

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

4. 社債の払込期日及び発行日

2018 年 3 月 15 日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

5. 募集に関する事項

（1） 募集方法

SMBC Nikko Capital Markets Limited 及び Daiwa Capital Markets Europe Limited を共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社とする幹事引受会社（以下「幹事引受会社」という。）の総額個別買取引受けによる欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは条件決定日の翌日午前 8 時（日本時間）までに行われるものとする。

（2） 本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）

本社債の額面金額の 103.0%

6. 新株予約権に関する事項

（1） 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式（単元株式数 100 株）とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記（4）記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

（2） 発行する新株予約権の総数

3,000 個及び代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券（下記 7（8）に定義する。）の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の額面金額合計額を 1,000 万円で除した個数の合計数

（3） 新株予約権の割当日

2018 年 3 月 15 日

（4） 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

（イ）各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

（ロ）転換価額は、当初、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行並びに第 2 回新株予約権付ローンの一括返済及び第 2 回新株予約権（行使価額修正条項付）の消滅に際して一般に公表するための報道発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債及び当社普通株式（以下「証券」と総称します）の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録、募集又は販売は行われることなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記5（1）記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における当社普通株式の終値（以下に定義する。）に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近の終値）をいう。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後 転換価額} = \text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時 価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行又は一定限度を超える配当支払いが行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2018年4月2日から2023年3月1日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。

但し、①下記7（4）記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、下記7（4）（ロ）において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②下記7（5）記載の当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は下記7（6）記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③下記7（7）記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。

但し、上記いずれの場合も、2023年3月1日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権付社債の要項に従い、当社が組織再編等（下記7（4）（ハ）に定義する。以下同じ。）を行うために必要であると合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行並びに第2回新株予約権付ローンの一括返済及び第2回新株予約権（行使価額修正条項付）の消滅に際して一般に公表するための報道発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債及び当社普通株式（以下「証券」と総称します）の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、当社による本新株予約権付社債の取得の場合、本新株予約権付社債の要項の定めに従い、取得通知をした日の翌日から取得期日までの間は、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

（7） その他の新株予約権の行使の条件

（イ） 各本新株予約権の一部行使はできない。

（ロ） 2022年12月15日（当日を含む。）までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期（1暦年を3ヶ月に区切った期間をいう。以下本（ロ）において同じ。）の最後の取引日（以下に定義する。以下同じ。）に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日（但し、2022年10月1日に開始する四半期に関しては、2022年12月15日）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本（ロ）記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②及び③の期間は適用されない。

- ① （i）株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関（以下「JCR」という。）による当社の長期発行体格付がBBB-（格付区分の変更が生じた場合は、これに相当するもの）以下である期間、（ii）JCRにより当社の長期発行体格付がなされなくなった期間、又は（iii）JCRによる当社の長期発行体格付が停止若しくは撤回されている期間。但し、JCRによる当社の長期発行体格付がなされなくなり、又は停止若しくは撤回された場合（以下、これらを「本件格付中止等」と総称する。）で、本件格付中止等の以前から、当社の依頼に基づき当社の長期発行体格付（又はこれに相当する格付）（当該格付が利用できない場合は、当社の個別債務格付）が代替格付機関（以下に定義する。以下同じ。）からなされているときは、当該本件格付中止等については本（ii）及び（iii）は適用されないものとし、本件格付中止等以降、本（i）は「代替格付機関による当社の長期発行体格付が、代替格付機関が株式会社格付投資情報センター又はその承継格付機関（以下「R&I」という。）である場合はBBB-（格付区分の変更が生じた場合は、これに相当するもの）以下である期間、代替

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行並びに第2回新株予約権付ローンの一括返済及び第2回新株予約権（行使価額修正条項付）の消滅に際して一般に公表するための報道発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債及び当社普通株式（以下「証券」と総称します）の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

格付機関がムーディーズ・ジャパン株式会社又はその承継格付機関（以下「ムーディーズ」という。）である場合は Baa3（格付区分の変更が生じた場合は、これに相当するもの）以下である期間」と、本（ii）は「代替格付機関により当社の長期発行体格付（又はこれに相当する格付）がなされなくなった期間」と、本（iii）は「代替格付機関による当社の長期発行体格付（又はこれに相当する格付）が停止若しくは撤回されている期間」とそれぞれ読み替えて適用するものとし、以後も同様とする。

「代替格付機関」とは、R & I、J C R 及びムーディーズ（以下「適格格付機関」という。）のうち、本件格付中止等を行った適格格付機関以外の適格格付機関であって、かつ、当該本件格付中止等の時点において、当社が依頼して、当社の長期発行体格付（又はこれに相当する格付）（当該格付が利用できない場合は、当社の個別債務格付）を取得している適格格付機関をいう。

- ② 当社が、下記 7（4）記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間（但し、下記 7（4）（ロ）において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）
- ③ 当社が組織再編等を行うにあたり、上記（6）記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日（同日を含む。）から当該組織再編等の効力発生日（同日を含む。）までの期間

「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

（8） 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

（イ）組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、（i）その時点で適用のある法律上実行可能であり、（ii）そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、（iii）当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本（イ）に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社（以下「受託会社」という。）に対して下記 7（4）（ハ）（b）記載の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

（ロ）上記（イ）の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行並びに第 2 回新株予約権付ローンの一括返済及び第 2 回新株予約権（行使価額修正条項付）の消滅に際して一般に公表するための報道発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債及び当社普通株式（以下「証券」と総称します）の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録、募集又は販売は行われることなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記（i）又は（ii）に従う。なお、転換価額は上記（4）（ハ）と同様の調整に服する。

（i）合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

（ii）上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、上記（6）に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記（7）（ロ）と同様の制限を受ける。

⑦ 承継会社等による新株予約権付社債の取得

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を下記7（5）と同様に取得することができる。

⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じ

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行並びに第2回新株予約権付ローンの一括返済及び第2回新株予約権（行使価額修正条項付）の消滅に際して一般に公表するための報道発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債及び当社普通株式（以下「証券」と総称します）の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

た金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑩ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(九) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、本社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本社債の出資により本新株予約権が行使されると本社債は直ちに消却され、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

300億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 満期償還

2023年3月15日(償還期限)に本社債の額面金額の100%で償還する。

(4) 社債の繰上償還

(イ) クリーンアップ条項による繰上償還

本(イ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債の額面金額の合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、受託会社及び(受託会社が下記(10)記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人でない場合は)主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知(かかる通知は撤回することができない。)をした上で、残存する本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が下記(ハ)若しくは(ホ)に基づく繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記(ニ)(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合には、以後本(イ)に基づく繰上償還の通知はできなくなる。

(ロ) 税制変更等による繰上償還

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行並びに第2回新株予約権付ローンの一括返済及び第2回新株予約権(行使価額修正条項付)の消滅に際して一般に公表するための報道発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債及び当社普通株式(以下「証券」と総称します)の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

日本国の税制の変更等により、当社が下記（13）（イ）記載の追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社は、受託会社及び（受託会社が下記（10）記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人でない場合は）主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は撤回することができない。）をした上で、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記（13）（イ）記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記（13）（イ）記載の公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

但し、当社が下記（ハ）若しくは（ホ）に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記（ニ）（i）乃至（iv）に規定される事由が発生した場合は、以後本（ロ）に基づく繰上償還の通知はできなくなる。

（ハ）組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、（a）上記6（8）（イ）記載の措置を講ずることができない場合、又は（b）承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、受託会社及び（受託会社が下記（10）記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人でない場合は）主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して、東京における14営業日以上前に通知（かかる通知は撤回することができない。）した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記6（4）（ロ）記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の200%とする（但し、償還日が2023年3月2日以降、2023年3月14日までとなる場合、償還金額は本社債の額面金

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行並びに第2回新株予約権付ローンの一括返済及び第2回新株予約権（行使価額修正条項付）の消滅に際して一般に公表するための報道発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債及び当社普通株式（以下「証券」と総称します）の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

額の100%とする。) 。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、上記6 (4) (ロ) 記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において(i) 当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、(ii) 資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)、(iii) 会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、(iv) 株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。)又は(v) その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

(二) 上場廃止等による繰上償還

(i) 金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii) 当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii) 当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(iv) 公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に、受託会社及び(受託会社が下記(10)記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人でない場合は)主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して通知(かかる通知は撤回することができない。)した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の200%とする(但し、償還日が2023年3月2日以降、2023年3月14日までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。))で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等又はスクイーズアウト事由(下記(ホ)に定義する。)が生じる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本(二)に記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、当該60日間の最終日から14日以内に、受託会社及び(受託会社が下記(10)記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人でない場合は)主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して通知(かかる通知は撤回する

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行並びに第2回新株予約権付ローンの一括返済及び第2回新株予約権(行使価額修正条項付)の消滅に際して一般に公表するための報道発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債及び当社普通株式(以下「証券」と総称します)の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

ことができない。)した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本(ニ)記載の償還義務と上記(ハ)又は下記(ホ)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合、上記(ハ)又は下記(ホ)の手続が適用されるものとする。

(ホ) スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後に当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、受託会社及び(受託会社が下記(10)記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人でない場合は)主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該効力発生日が当該通知の日から東京における14営業日目の日よりも前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の200%とする(但し、償還日が2023年3月2日以降、2023年3月14日までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。))で繰上償還するものとする。

(5) 当社による新株予約権付社債の取得

当社は、その選択により、2022年11月15日以降、当社の株式が東京証券取引所に上場されていることを条件として、受託会社及び(受託会社が下記(10)記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人でない場合は)主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対する通知(かかる通知は撤回することができない。以下「取得通知」という。)を行うことにより、会社法第275条第1項に基づき、取得期日(以下に定義する。)現在残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得することができる。「取得期日」とは取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から60日以上75日以内の日とする。

取得通知に基づく取得が行われる場合、当社は、取得期日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産(以下に定義する。)を交付する。当社は、本(5)により本新株予約権付社債を取得した際に、当該本新株予約権付社債を消却する。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(i)本社債の額面金額相当額の金銭、及び(ii)転換価値(以下に定義する。)が本社債の額面金額を超過した額を1株当たり平均VWAP(以下に定義

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行並びに第2回新株予約権付ローンの一括返済及び第2回新株予約権(行使価額修正条項付)の消滅に際して一般に公表するための報道発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債及び当社普通株式(以下「証券」と総称します)の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録、募集又は販売は行われることなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

する。)で除して得られる数の当社普通株式(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。)をいう。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{本社債の額面金額}}{\text{最終日転換価額}} \times \text{1株当たり平均VWAP}$$

上記算式において「最終日転換価額」とは、当社が取得通知をした日の翌日から起算して5取引日目の日に始まる20連続取引日(以下「関係VWAP期間」という。)の最終日における転換価額をいう。

「1株当たり平均VWAP」とは、関係VWAP期間に含まれる各取引日において東京証券取引所が発表する当社普通株式の1株当たりの売買高加重平均価格の平均値をいう。当該関係VWAP期間中に上記6(4)(ハ)記載の転換価額の調整が発生した場合その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合には、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。

当社が上記(4)(ハ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(4)(ニ)(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合は、以後本(5)に基づく取得通知はできなくなる。

(6) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(7) 期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額に経過利息(もしあれば)を付して直ちに償還しなければならない。

(8) 新株予約権付社債の券面の様式

本新株予約権付社債については、記名式の新株予約権付社債券(以下「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとする。

(9) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(10) 新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. (主支払・新株予約権行使請求受付代理人)

(11) 新株予約権付社債に係る名簿管理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行並びに第2回新株予約権付ローンの一括返済及び第2回新株予約権(行使価額修正条項付)の消滅に際して一般に公表するための報道発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債及び当社普通株式(以下「証券」と総称します)の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

(12) 社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(13) 特約

(イ) 追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

(ロ) 担保提供制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社（本新株予約権付社債の要項に定義される。）は、①外債（以下に定義する。）に関する支払、②外債に関する保証に基づく支払又は③外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、（a）かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を受託会社の満足する形で本新株予約権付社債にも同時に又はあらかじめ付す場合又は（b）受託会社が完全な裁量の下に本新株予約権付社債権者にとって著しく不利益でないと判断するその他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも付す場合若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認されたその他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。

「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券によって表章される現在又は将来の債務のうち、（i）外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建てその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ（ii）日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

(14) 取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

8. 上場取引所

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

9. その他

当社普通株式に関する安定操作取引は行わない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行並びに第2回新株予約権付ローンの一括返済及び第2回新株予約権（行使価額修正条項付）の消滅に際して一般に公表するための報道発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債及び当社普通株式（以下「証券」と総称します）の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

【ご参考】

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による発行手取金約300億円のうち、約250億円を平成30年3月15日に第2回新株予約権付ローンの一括返済資金の一部に、約50億円を平成30年2月28日に実施される予定の自己株式取得の資金に充当する予定であります。

なお、本日、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、取得価額の総額の上限を50億円、平成30年2月28日を取得日として、事前公表型自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により自己株式取得を実施することを決議しておりますが、当該自己株式の取得は本新株予約権付社債の払込期日以前に行われるため、本新株予約権付社債の発行による発行手取金の一部を当該自己株式取得のために取り崩した手元資金に充当することとなります。

また、自己株式取得は、市場環境等によっては買付金額の総額が予定の金額に達しない可能性があり、その場合は、自己株式取得資金の一部を第2回新株予約権付ローンの一括返済資金に追加的に充当する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

当期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、利益配分につきましては、業績及び配当性向、当期の業績、将来の事業展開、財務体質の健全性などを総合的に勘案することにより剰余金の配当と内部留保のバランスを決定してまいります。毎事業年度における配当の回数については、事業特性と事業戦略の状況に応じて行うことを基本とし、資源・製錬事業からの利益が主要な原資であること及び現在は大型投資による成長戦略を進めていることから通期業績又は第2四半期累計期間業績に基づく利益配分を中心に考えております。なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。期末配当は定時株主総会の決議により、中間配当は取締役会の決議により決定します。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当決定に際しては、上記方針に基づき、業績及び配当性向、当期の業績、将来の事業展開、財務体質の健全性などを総合的に勘案して決定しております。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行並びに第2回新株予約権付ローンの一括返済及び第2回新株予約権（行使価額修正条項付）の消滅に際して一般に公表するための報道発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債及び当社普通株式（以下「証券」と総称します）の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

(3) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
1株当たり連結当期純損益	330.22円	△1.12円	△67.22円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	96.00円 (48.00円)	62.00円 (42.00円)	22.00円 (10.00円)
実績連結配当性向	29.1%	—	—
自己資本連結当期純利益率	9.3%	△0.0%	△1.9%
連結純資産配当率	2.7%	1.7%	0.6%

- (注) 1. 1株当たり連結当期純損益金額は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除して算定しております。
2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成28年3月期及び平成29年3月期については、1株当たり連結当期純損失を計上しているため記載しておりません。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純損益（又は親会社株主に帰属する当期純損益）を、自己資本（連結純資産額合計から少数株主持分（又は非支配株主持分）及び新株予約権を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。
5. 平成29年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施したため、平成27年3月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり連結当期純損益、1株当たり年間配当金、1株当たり中間配当金を算定しております。

3. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行並びに第2回新株予約権付ローンの一括返済及び第2回新株予約権（行使価額修正条項付）の消滅に際して一般に公表するための報道発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債及び当社普通株式（以下「証券」と総称します）の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成27年 3月期	平成28年 3月期	平成29年 3月期	平成30年 3月期
始 値	2,582 円	3,401 円	2,238 円	3,177 円
高 値	3,920 円	4,080 円	3,353 円	5,562 円
安 値	2,552 円	2,025 円	1,946 円	2,613 円
終 値	3,517 円	2,235 円	3,167 円	5,021 円
株 価 収 益 率	10.7 倍	-	-	-

- (注) 1. 平成30年3月期の株価については、平成30年2月26日現在で表示しております。
2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成28年3月期及び平成29年3月期は、1株当たり連結当期純損失を計上しているため記載しておりません。また、平成30年3月期については、未確定のため記載しておりません。
3. 平成29年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施したため、平成30年3月期以前の株価は株式併合の影響を遡及して調整しております。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

当社は、本新株予約権付社債に係る引受契約書の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、幹事引受会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を受領する権利を付与された有価証券の発行等（但し、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権の行使による新株式発行等、単元未満株主の売渡請求による自己株式の売渡し、当社の買収防衛策に基づく新株予約権の発行及び当該新株予約権の行使による新株式発行等、株式分割による新株式発行、その他日本法上の要請による場合等を除く。）を行わない旨を合意しております。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行並びに第2回新株予約権付ローンの一括返済及び第2回新株予約権（行使価額修正条項付）の消滅に際して一般に公表するための報道発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債及び当社普通株式（以下「証券」と総称します）の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録、募集又は販売は行われることなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

II. 第2回新株予約権付ローンの一括返済及び第2回新株予約権の消滅

1. 本リファイナンスの目的・背景

当社は、上記「I. 2023年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行」の「本新株予約権付社債発行の背景」に記載のとおり、平成25年に調達した第2回新株予約権付ローンについて、今般、新株予約権者に新株予約権の行使要請を行うことができる期間の最終日が到来することに伴い、その取扱いも含め、改めて検討した結果、当社の現在の財務状況に鑑み、第2回新株予約権の行使要請を行わず、この機会に第2回新株予約権付ローン総額1,000億円を一括返済することといたしました。第2回新株予約権の発行要項上、第2回新株予約権付ローンの元本債権の全部が返済により消滅した場合、当該元本債権が消滅した日以降、第2回新株予約権を行使することはできないものとされており、そのため、第2回新株予約権付ローンの一括返済に伴い第2回新株予約権は消滅することとなります。

2. 消滅する第2回新株予約権の概要

- (1) 名称 : 住友金属鉱山株式会社第2回新株予約権
- (2) 発行総数 : 20,000 個
- (3) 発行価額 : 0 円
- (4) 消滅予定日 : 平成30年3月15日

3. 本リファイナンスによる業績に与える見通し

当期業績への影響は軽微です。

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行並びに第2回新株予約権付ローンの一括返済及び第2回新株予約権（行使価額修正条項付）の消滅に際して一般に公表するための報道発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債及び当社普通株式（以下「証券」と総称します）の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。